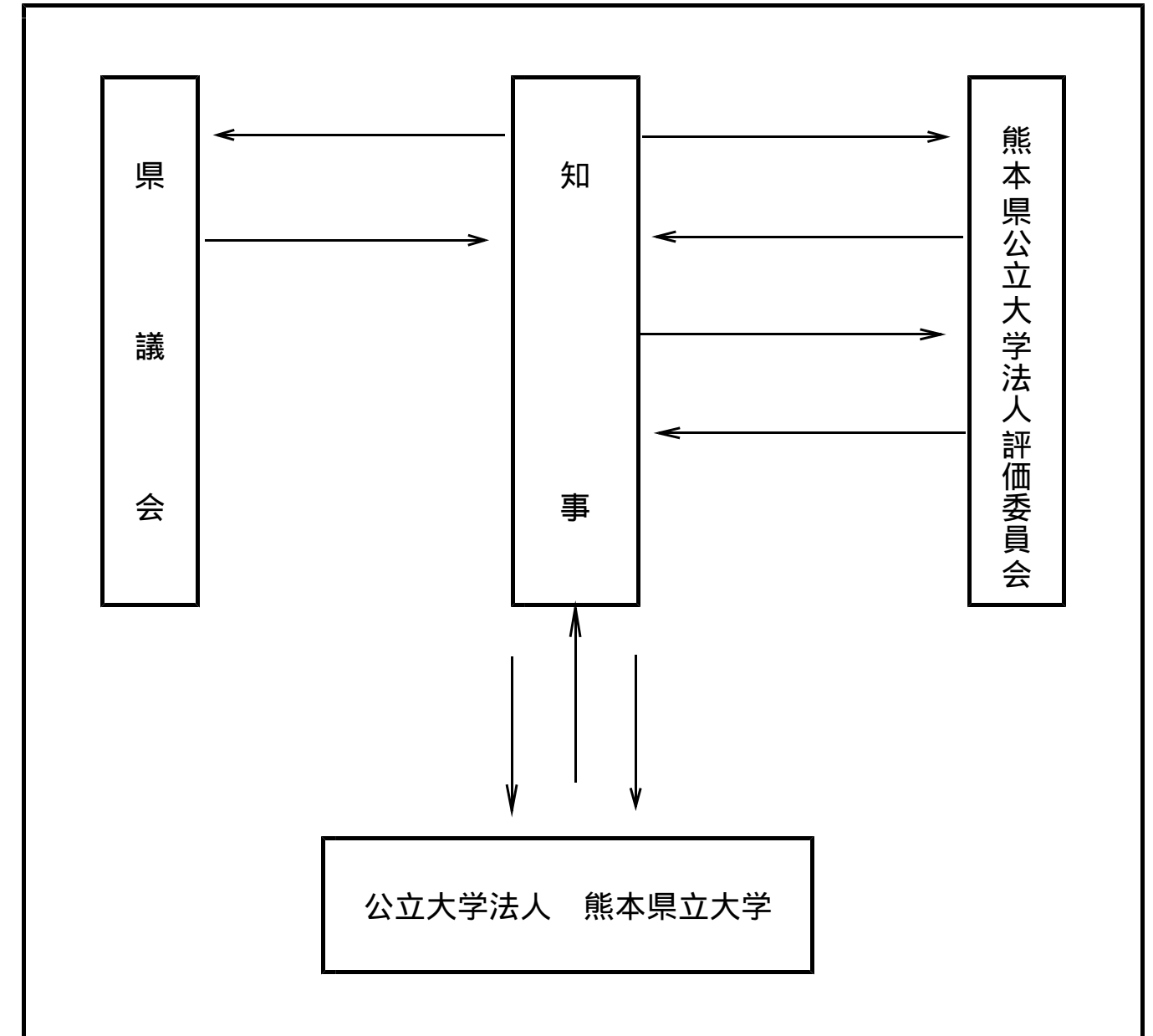
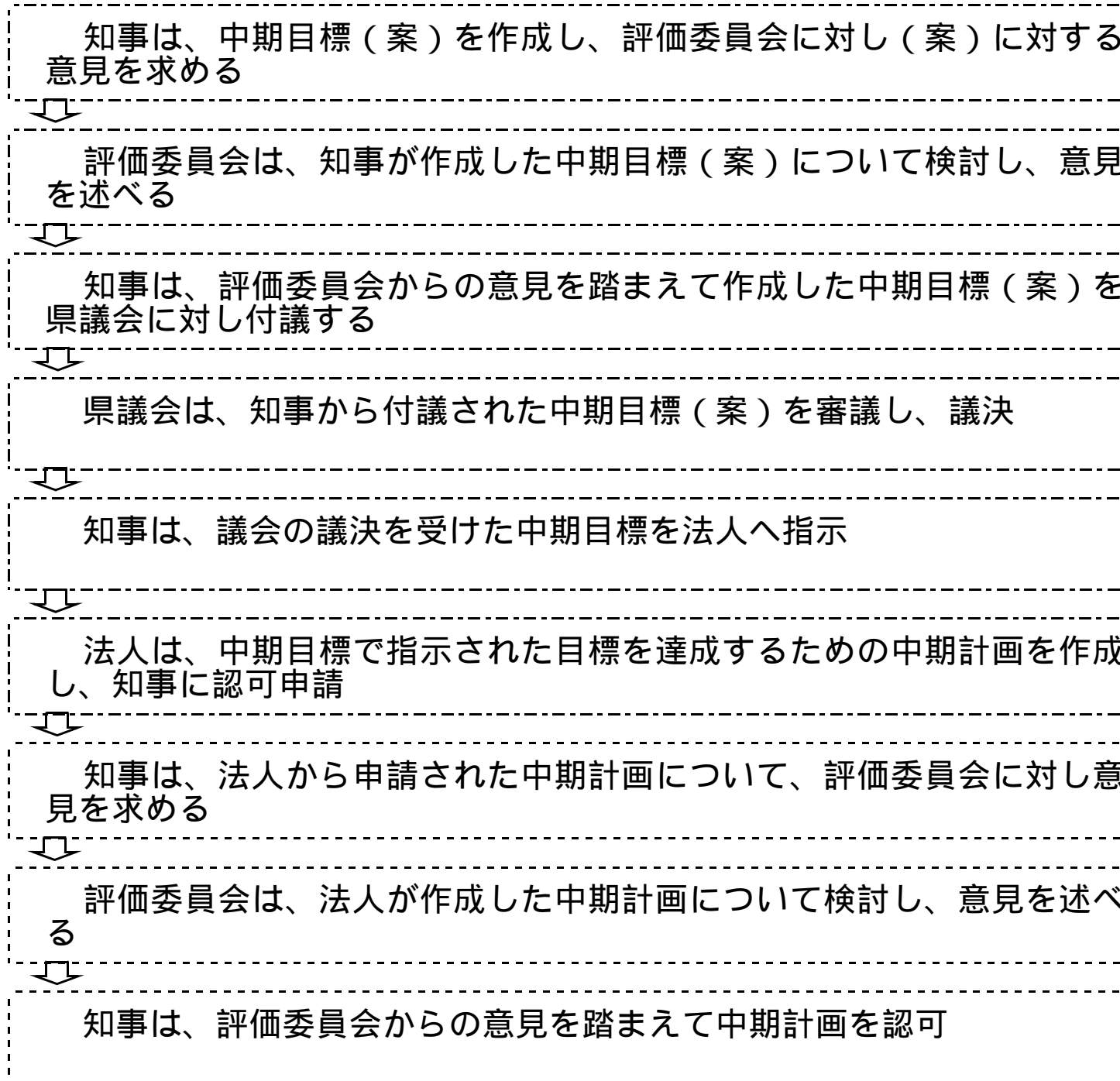


中期目標・中期計画策定フロー図



中期目標とは・・・ 地独法第25条及び第78条の規定に基づき法人設立団体の長が定めるもの。
 中期目標の意義としては、
 地方独立行政法人が中期計画を策定する際の指針
 地方独立行政法人の業務の実績を評価する際の基準という2つの側面を有する。

中期計画とは・・・ 地独法第26条の規定に基づき地方独立行政法人が作成し、設立団体の長の認可を受けるもの。
 中期目標として指示された目標を達成するための具体的計画を地方独立行政法人自身が中期計画として定め、自ら定めたその計画に従い、自主性、自律性をもって業務を実施するもの。